

太田市介護基盤等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市介護保険事業計画の施設整備計画（平成18年3月27日太田市策定。以下「整備計画」という。）に基づき地域密着型サービス拠点の施設（貸し付けることを目的とするものを除く。以下「施設」という。）を整備する民間事業者等に対し、当該施設の整備等に要する経費について、予算の範囲内で太田市介護基盤等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、介護保険事業計画に基づき地域密着型サービス事業所を設置する事業者を選定するために実施する公募において、太田市地域密着型サービス運営委員会（太田市地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成18年3月1日太田市制定）に基づき設置された委員会をいう。）により、介護基盤等整備事業費補助金の対象として選定された事業者とする。

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付の対象となる施設は、次に掲げる施設であって、整備計画に適合したものとする。

- (1) 小規模特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20の5に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）であって、その入所定員が29人以下であるものをいう。以下同じ。）
- (2) 小規模特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室（老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設（緊急時の対応を行うことができるものとして整備されるものに限る。）をいう。以下同じ。）

(補助対象経費、基準額及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び基準額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる費用については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助金の交付申請時において、既の実施されている事業に要する費用
- (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
- (3) 土地の買収又は整地に要する費用
- (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (5) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない費用

(補助金交付の申請)

第5条 補助対象事業者は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書に次の書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護基盤等整備事業計画書（様式第1号）
- (2) 補助対象事業者の収支予算書
- (3) 補助対象事業者の前年度事業の実績を記した書類（事業報告書、収支決算書等）
- (4) その他市長が特に必要と認めた書類

(交付の条件)

第6条 規則第6条第3項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、市長の承

認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- (2) 市長の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書（様式第2号）を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。この場合において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 補助対象事業者は、補助金と事業にかかる収入と支出との関係を明らかにした帳簿を作成し、当該事業にかかる収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 補助対象事業者は、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第2項に規定する共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (7) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 事業を行うために施設の整備に必要な工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助金の交付額と対象経費を重複して、法令又は他の要綱に基づく補助を受けてはならない。

（実績報告）

第7条 規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。ただし、事業が翌年度にわたるときは、年度太田市介護基盤等整備事業費補助金の年度終了実績報告書（様式第3号）及び介護基盤等整備事業年度終了実績報告書（様式第4号）を添えて、補助金の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月15日までに市長に提出するものとする。

- (1) 介護基盤等整備事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 補助事業が完了した施設の竣工写真
- (3) その他市長が特に必要と認めた書類

（事業遂行等の指示）

第8条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者がその指示に違反したときは、その者に対し、事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（交付の決定の取消し）

第9条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付すべき補助金の額の確定があった後においても、同様とする。

- (1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 補助事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると市長が認めたとき。

(是正のための措置)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合においては、市長は、補助対象事業者に対し、補助金の交付の決定を取り消すことができる旨を告げ、その是正を求めるものとする。

(理由の提示)

第11条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行の指示若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、補助対象事業者に対してその理由を示さなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行し、改正後の太田市介護基盤緊急整備事業費補助金交付要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、改正後の太田市介護基盤等整備事業費補助金交付要綱は、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。